

山形県幹線道路協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は、「山形県幹線道路協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、山形県における幹線道路計画に必要な事項について、関係機関相互の連絡調整をはかることを目的とする。

（構成）

第3条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、山形県、東日本高速道路株式会社、その他会長が認める機関の職員により構成する。

（組織）

第4条 協議会の会長は、山形県県土整備部長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を総括する。
- 3 協議会に委員会を設ける。
- 4 協議会に委員会の下部組織として、専門部会を設ける。

（事業）

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合的な交通体系の検討をふまえた道路計画の立案
- (2) 地域開発・大規模施設開発等に関する道路計画の立案
- (3) 交通安全・渋滞・駐車対策等に必要整備計画の立案
- (4) 道路管理・道路標識に関する必要整備計画の立案
- (5) 「道の駅」の登録箇所推薦及び調整等必要な事項
- (6) 道路に対する県民の理解及び協力を深めるために必要な広報公聴活動
- (7) その他目的を達成するために必要な事項

（役員）

第6条 委員会の座長は会長をもって充てる。但し、座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

- 2 委員会の座長は委員会を統括し委員会を招集する。
- 3 委員会の構成は、別表－1のとおりとする。

（専門部会）

第7条 専門部会の部会長は、東北地方整備局山形河川国道事務所長をもって充てる。

- 2 専門部会の座長は部会長をもって充てる。但し、座長に事故のあるとき、または審議内容

によりがたい場合は、協議会の中から座長があらかじめ指示した者がその職務を代行する。

- 3 専門部会の座長は専門部会を総括する。
- 4 専門部会の構成は、別表－２のとおりとする。座長は、この中から審議内容により会員を指名招集する。但し、座長が必要と認めた場合は、座長が指名する臨時の会員を参加させることができる。
- 5 専門部会は、協議会の事業について調査・検討し、その成果を委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の運営に関わる事務を行うため、事務局を東北地方整備局山形河川国道事務所調査第二課、酒田河川国道事務所調査第二課、山形県県土整備部道路整備課におく。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は山形県県土整備部道路整備課において行う。但し、部会の庶務は当該部会の掌握する事業の主体において行うことができる。

附 則

この規約は平成3年3月19日から施行する。

この規約は平成14年8月7日から施行する。

この規約は平成15年7月3日から施行する。

この規約は平成18年7月18日から施行する。

この規約は平成20年10月28日から施行する。

この規約は平成30年8月27日から施行する。

この規約は令和3年1月 日から施行する。

別表－1

山形県幹線道路協議会 委員会

	所 属		役 職
会 長	山形県		県土整備部長
委 員	国土交通省東北地方整備局	企画部	企画調整官
		道路部	道路調査官
		企画部	企画課長 広域計画課長
		道路部	道路計画第一課長 道路計画第二課長 地域道路課長
			山形河川国道事務所長 酒田河川国道事務所長
	山形県	県土整備部	整備推進監
		<u>企画振興部</u> <u>みらい</u> <u>企画創造部</u>	総合交通政策課長
		県土整備部	都市計画課長 道路整備課長 道路保全課長 高速道路整備推進室長
東日本高速道路株式会社東北支社	総合企画部	総合企画課長	

別表－2

山形県幹線道路協議会 専門部会

	所 属		役 職
部 会 長	国土交通省東北地方整備局		山形河川国道事務所長
副 部 会 長	山形県	県土整備部	整備推進監
	国土交通省東北地方整備局		酒田河川国道事務所長
委 員	国土交通省東北地方整備局	企画部	企画課長 広域計画課長
		道路部	路政課長 道路計画第一課長 道路計画第二課長 地域道路課長 道路管理課長 交通対策課長
		山形河川国道事務所	副所長
		酒田河川国道事務所	副所長
		山形県	<u>企画振興部</u> <u>みらい企画創造部</u>
	山形県	県土整備部	都市計画課長 道路整備課長 道路保全課長 高速道路整備推進室長
	東日本高速道路株式会社東北支社		山形管理事務所長 <u>山形工事事務所長</u> 鶴岡管理事務所長